

特措法によるまん延防止等重点措置実施対象区域の拡大等について

1 特措法第31条の6第1項に基づく要請

(1) 対象地域

全県の感染拡大状況を踏まえ、現在「まん延防止等重点措置」の実施対象としている神戸・阪神南地域4市に、以下の区域を追加し、計9市1町を対象区域とする。

- ・ 阪神北地域の4市1町
宝塚保健所管内：宝塚市、三田市
伊丹保健所管内：伊丹市、川西市、猪名川町
- ・ 東播磨地域の1市
あかし保健所管内：明石市

(2) 考え方

神戸・阪神南地域4市は人口10万人当り新規感染者数がステージⅣの基準を超えており、継続して対象区域とすると共に、新規感染者数がステージⅣの基準を超えている保健所の管轄市町を対象に追加する。

(3) 追加する区域への要請期間

令和3年4月22日(木)から5月5日(水)まで

2 特措法第24条第9項に基づく要請

(1) 対象地域

現在「まん延防止等重点措置」の実施対象以外で営業時短要請を行っている地域（明石市を除く東播磨地域、中播磨地域の3市5町）は、現在の要請を延長する。

(2) 考え方

新規感染者数がステージⅢの基準を超えるなど、要請当初と比較し、感染拡大傾向となっていることから要請を継続する。

(3) 要請の延長期間

令和3年5月5日(水)まで

〔要請対象施設〕

- ・ 飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設（宅配・テイクアウトサービスは除く）
- ・ 遊興施設（キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等）のうち、食品衛生法の飲食店営業の許可を受けている施設*

*ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く